

すぎなみの監査

～平成27年度 監査実施結果の概要～

平成28年5月

杉並区監査委員

目 次

I 平成27年度 監査の概要

1 基本方針	1
2 実施状況	1
3 改善状況等の把握	2

II 各種監査について

1 定期監査

1 実施期間	3
2 重点事項	3
3 方法	3
4 対象	3
5 結果	4

2 工事監査

1 実施期間	13
2 方法	13
3 対象	13
4 結果	14

3 財政援助団体等監査

1 実施期間	15
2 方法	15
3 対象	15
4 結果	15

4 行政監査

1 テーマ選定の趣旨	20
2 監査の主な視点	20
3 実施期間	20
4 監査対象と対象部局	20
5 実施方法	21
6 結果	21
7 意見要望	22

5 住民監査請求による監査

平成27年度 杉並区監査方針	28
平成27年度監査に関与した監査委員	31

I 平成27年度 監査の概要

1 基本方針

平成27年度の監査は、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に、実施することとしました。（別紙：「平成27年度杉並区監査方針」）

- (1) 事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

2 実施状況

監査等の実施状況は、以下のとおりです。

1 定期監査（地方自治法（以下「自治法」という。）第199条第1項及び第4項）

区において執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施しました。

- 対象：庁内各課及び庁外66施設
- 結果：指摘事項が4項目5件、注意事項が22項目40件、意見・要望事項が1項目1件ありました。

2 工事監査（自治法第199条第1項及び第5項）

随時監査として、区において執行された工事を対象に、計画・施工等の技術的な面と経済性・効率性などの財務的な面等を監査しました。

- 対象：建築工事2件、土木工事2件
- 結果：全体として適正であると認められました。

3 財政援助団体等監査（自治法第199条第7項）

区が補助金等を交付した団体、出資している団体、区立施設の指定管理者を対象に、補助金の使途、事業運営状況等を監査しました。

- 対象：補助金等交付団体60団体、出資団体3団体、指定管理者5団体
- 結果：注意事項が6項目6件ありました。

4 行政監査（自治法第199条第2項）

区の事務事業の中から、テーマを選定して監査しました。

- テーマ：災害備蓄品の管理と震災直後の対応について
- 結果：区における災害備蓄品の管理と震災直後の対応について、改善の余地があると認められる12項目に関して意見・要望を述べました。

5 住民監査請求による監査（自治法第242条）

区長等の執行機関による公金の支出等が違法又は不当であるとして提出された住民監査請求について監査しました。

- 請求：5件
- 結果：請求に理由がないので棄却したもの（一部却下したものを含む。）が4件、住民監査請求の要件を欠くため却下したものが1件ありました。

6 決算等審査（自治法第233条第2項及び第241条第5項）

区長から付託された一般会計及び特別会計に係る決算並びに基金の運用状況について、審査しました。

- 対象：決算5件、基金2件
- 結果：計数に誤りはなく、予算執行、財産管理及び運用基金の管理は全体として適正であると認められました。決算審査意見書には、決算審査の結果を概括した総合的判断及び今後の区政運営について5項目の意見・要望を付しました。

7 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

区長から付託された健全化判断比率等について、審査しました。

- 対象：健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式
- 結果：適正に算定され、計数に誤りはなく、財政が健全であることが認められました。

8 例月出納検査（自治法第235条の2第1項）

区の現金の出納について、毎月例日を定めて検査するとともに、財政収支の動向や資金の運用状況等について報告を受けました。

- 対象：各会計の現金及び歳入歳出外現金
- 結果：各月の計数に誤りはなく、現金や証書類の保管は適正であることを確認しました。

3 改善状況等の把握

各監査における指摘事項等については、次のように改善状況等を把握しています。

- 指摘事項：監査結果に基づき講じた措置について通知を受け、措置状況を公表しています。（自治法第199条第12項）
- 注意事項：文書により是正又は改善状況について報告を受けています。
- 意見・要望事項：必要に応じて文書により報告を受けています。

指摘事項：内容が重大であると判断したもの 注意事項：指摘事項に比較し軽易なもの 意見・要望事項：その趣旨を今後の事務事業等に活かすよう求めるもの
--

Ⅱ 各種監査について

定期監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査及び住民監査請求による監査のあらまはは、以下のとおりです。（なお、監査結果等は要約しています。）

1 定期監査

1 実施期間

平成27年4月から平成28年3月まで

2 重点事項

監査を効果的に実施するために、次の重点事項を設けました。

- (1) 契約事務（随意契約）について
- (2) 金券類の出納保管状況について
- (3) 前渡金の管理について

3 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。また、庁外施設については、施設の管理状況等の実地監査を行いました。

4 対象

庁内全部局及び施設規模などにより選定した下記の庁外66施設を対象にしました。

区民生活部 (7施設)	区民事務所(2所:高円寺・永福和泉)、地域区民センター(2所:高円寺・永福和泉)、浜田山会館、産業振興センター、秋川研修室
保健福祉部 (32施設)	障害者地域相談支援センター(すまいる高井戸)、こすもす生活園、和田障害者交流館、ゆうゆう館(4所:大宮前・上高井戸・西荻北・久我山)、保育園(7所:井荻・天沼・西荻北・井草・今川・善福寺・下井草)、保育室(2所:和泉北・善福寺)、高井戸西子供園、児童青少年センター、児童館(8所:天沼・西荻北・井草・松庵・善福寺・下井草・善福寺北・西荻南)、福祉事務所高井戸事務所、杉並保健所、衛生試験所、保健センター(3所:高井戸・和泉・高円寺)
都市整備部 (3施設)	南公園緑地事務所、児童交通公園管理事務所、杉並土木事務所
環境部 (1施設)	杉並清掃事務所方南支所
教育委員会 (23施設)	社会教育センター、蚕糸の森公園運動場、済美教育センター、中央図書館、地域図書館(2所:下井草・今川)、小学校(10校:杉並第八・高井戸第四・済美・方南・和田・三谷・松ノ木・高井戸東・天沼・久我山)、中学校(6校:宮前・松ノ木・大宮・泉南・西宮・杉並和泉学園)、済美養護学校

5 結果

指摘事項が4項目5件、注意事項が22項目40件、意見・要望事項が1項目1件あり、改善を求めました。

なお、このほかに比較的軽微で現場指導とした事項が16項目1,555件ありました。

(1) 指摘事項

<契約事務（随意契約）について>

ア 見積競争が必要な契約を見積競争を行わずに契約していたもの

杉並区契約事務規則によると、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、（中略）原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない」こととされている。また、契約事務の手引きによると、予定価格が10万円を超え30万円以下の場合は、合理的な理由がある場合を除き、2～3者から見積書を徴取することとされている。

しかしながら、10万円を超え、見積競争が必要な契約であるにもかかわらず、契約業者からのみ見積書を徴取し、見積競争を行わずに契約している事案が複数あった。

（方南小学校、三谷小学校）

<予算の執行状況について>

イ 委託契約の履行確認を適正に行わずに、支払を行っていたもの

杉並区契約事務規則によると、「契約の履行に関する検査は、（中略）、当該契約の給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、これを行わなければならない」こととされている。

また、平成26年度の「重度身体障害者等緊急通報システム業務委託契約（単価契約）」（発注見込額1,728,000円）の仕様書によると、「受託事業者は、各月ごとの利用実績を、指定の報告書により報告する」こととされている。

しかしながら、同年度の全ての月において、当該報告書の全部又は一部が提出されていなかったにもかかわらず、その提出の有無の確認を十分に行わずに、支払を行っていた事案があった。

（障害者施策課）

ウ 履行確認の手続等が適正に行われていなかったもの

杉並区契約事務規則によると、「契約の履行に関する検査は、当該契約の給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、これを行わなければならない」こととされている。

しかしながら、砂場清掃や校舎等の修繕の契約において、実際に修繕又は清掃が行われたのは履行期限後であったにもかかわらず、書類上では履行期限内に履行確認をしたこととしており、契約の履行確認が適正に行われていない事案があった。

（高井戸東小学校）

＜現金及び物品の出納保管状況について＞

エ 収納事務が適正に行われていなかったもの

杉並区会計事務規則によると、「金銭出納員は、現金出納簿を備え、現金の出納を整理しなければならない」こととされている。また、同規則によると、「金銭出納員は、その取り扱った収納金を納付書によって、即日又は翌日これを指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない」こととされている。

しかしながら、平成27年度（11月まで）に、現金（すぎなみスポーツアカデミーの指導者養成講習会等の参加費）の受払いが15件（収入11件、払込み4件）あったにもかかわらず、いずれも現金出納簿に記載されていなかった。また、金融機関への収納金の払込みについても、いずれも収入日又はその翌日に行われていなかった。

（スポーツ振興課）

（2）注意事項

＜契約事務（随意契約）について＞

ア 仕様書の内容が不十分なため、履行確認も不十分であるもの

契約事務の手引きによれば、仕様書は、予定価格の算定、履行の確認、役務提供の確認を行う場合の基礎書類であり、契約の履行に必要な事項についてはもれなく、詳細な記入を心がけることとされている。

しかしながら、「遊び場107番管理事業委託契約」（契約金額6,799,464円 履行期間26年5月28日～27年3月31日）は、農地（4,240㎡）の管理・整備等を履行内容とし、仕様書には、受託者は1か月ごとに実施報告書を提出することと記載されているが、写真や従事者名簿、日報など実施状況が確認できる書類の提出は求めているため、提出された実施報告書は、実際の従事者数や作業の実施状況、農地の巡回などの履行状況について十分確認できる内容にはなっていない。

（産業振興センター事業担当）

イ 業務履行後に契約していたもの

○ 杉並区契約事務規則によると、「随意契約の相手方を決定したときは5日以内に契約の内容（目的、契約金額、履行期限等）を定め、契約書を作成し、契約書の作成を省略する場合においても、請書その他これに準ずる書面を徴取する」こととされている。

しかしながら、区立子供園における平成26年4月～6月の3か月間の複写機の消耗品供給契約（契約金額 85,191円）について、履行期間終了から9か月後の平成27年3月30日に請書を徴し、契約していた事案があった。

（保育施設担当）

- 同様に、平成26年10月6日に往復はがきを100枚（10,400円分）購入したにもかかわらず、約3か月後の平成27年1月5日付けで請書を徴取し、契約している事案があった。

（社会教育センター）

ウ 不適切な分割発注をしていたもの

- 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則によると、主管部長又は課長（印刷請負の場合は主管課長）に権限が委任されている契約の限度額は、印刷請負については1件50万円以下、物品の購入については1件80万円以下であり、50万円を超え3千万円未満の印刷請負契約及び80万円を超え1千万円未満の物品購入契約については、それぞれ経理課長に権限が委任されている。

しかしながら、契約業者が同一であり、また、契約日及び納入期限が近接した日付であることから、本来1契約として経理課長に契約締結依頼をすべき契約であるにもかかわらず、主管課で分割して契約している事案があった。

（学務課）

- また、学校支援課の事案では、杉並和泉学園のパソコン等の購入の経緯について、「当初は、2階の展示資料コーナーにメモリアル映像用のパソコンを2台設置する計画であったため2台購入したが、設置当日に学校から1階の展示コーナーにも1台設置してほしいとの要望を受け、追加で1台購入した」等の説明がなされているが、2階の展示資料コーナーに3台とも設置され、1階の展示コーナーには設置されていなかった。

（学校支援課）

エ 区外業者からのみ見積書を徴取し、契約していたもの

杉並区競争入札実施要綱によると、「当分の間、予定価格500万円未満の発注案件については、原則として区内業者に限定する」とこととされている。

しかしながら、区内業者が対応可能と思われる物品購入や印刷物の作成等の契約であるにもかかわらず、区外業者からのみ見積書を徴取し、契約している事案があった。

（情報政策課、保育施設担当、方南小学校、済美小学校、三谷小学校、久我山小学校、宮前中学校、松ノ木中学校、大宮中学校、済美養護学校、庶務課）

オ 業者指定により購入する必要がないと思われる物品を業者指定により購入していたもの

随意契約の指針によると、物品の販売等を行う者が1者に特定されている場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」に該当し、業者指定により随意契約を締結することができることとされている。

図書教材等の契約において、いずれも「本件の図書教材等は、各出版社が提供する見本から、本校での授業において教育指導目標に適応した教材を選定したものである」という理由で製品指定をした上で、「本件教材は、教材出版元が特約販売店を指定している」という理由で、業者指定により締結されていた。

しかしながら、購入した教材に、指定業者以外の業者から購入可能と思われる物品が含まれている事案があった。

(方南小学校)

<金券類の出納保管状況について>

カ 年間使用枚数を超える大量の郵券が購入されていたもの

平成26年11月14日付け26杉並発第43491号「金券類等の適正な管理について」(会計管理者通知)によると、「物品管理者は、金券等については計画的に購入を行い、必要以上の枚数が在庫とならないよう留意する」とこととされている。

しかしながら、郵券について年間使用枚数を超えて大量に購入し、保有している事案があった。

(保育課、ごみ減量対策課、杉並清掃事務所方南支所)

キ 金券等受払簿が適切に記載されていなかったもの

杉並区物品管理規則によると、「物品管理者は、金券類その他会計管理者が必要と認める物品については、物品受払簿を備え、その使用状況及び残高を明らかにしておかなければならない」とこととされている。また、「金券類等の管理について」(平成13年12月21日付け13杉収入発第184号副収入役通知)によると、金券類等の受入れ及び払出しについては金券等受払簿に記載するとともに、月末ごとに金券等受払簿の残枚数と現品との照合を行い、現在高を確認することとされている。

しかしながら、平成26年4月1日に、「80円切手を306枚、82円切手を200枚、90円切手を61枚、92円切手を100枚」保有していたにもかかわらず、金券等受払簿には、「80円の残枚数を82円も含めて506枚」、「90円の残枚数を92円も含めて161枚」と記載し、以降、80円と90円がなくなるまで、「80円と82円」、「90円と92円」について、それぞれ合算して使用枚数及び残枚数を記載したため、4つの金種の郵券の使用状況が明らかでなく、また、金券等受払簿の残枚数と現品との照合を行うことができない記載となっていた。

(方南小学校)

<前渡金の管理について>

ク 現金出納簿の記帳が適切に行われていなかったもの

- 会計事務の手引きによると、「現金出納簿には、会計科目、事業、節・細節ごとに口座を設置し、複数の口座(個別口座)を設置した場合は、総括口座を設置し現金の受入れ、支払等を記帳する」とこととされている。

しかしながら、平成27年4月～8月の前渡金の受払いについて、平成27年9月4日現在、現金出納簿の個別口座の頁には記帳されているが、総括口座の頁には全く記帳されていなかった。

(保育課)

- 同様に、平成26年度及び27年度（12月8日まで）の総括口座において、現金の受入れ又は支払いがあった日に記載しなかったため、「記帳もれ」として後日記載していた割合が全体の約4割に上っており、また、一部の個別口座に口座名（会計科目、事業、節・細節）が記載されていないなど、現金出納簿が適切に記載されていない事案があった。

(大宮中学校)

ケ 前渡金で、区内業者から購入可能と思われる物品を区外業者から購入しているもの

杉並区競争入札実施要綱において「当分の間、予定価格500万円未満の発注案件については、原則として区内業者に限定する」こととされている趣旨を踏まえ、前渡金で物品を購入する場合についても、他に調達が困難な場合を除き、原則として区内業者から購入することとされている。

しかしながら、区内業者から購入可能と思われる物品であるにもかかわらず、区外業者から購入していた事案があった。

(天沼保育園)

コ 資金前渡等に不適切な処理があったもの

会計事務の手引きによれば、資金前渡は、経費の性質上、現金の支払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような、特定の経費の支出に限定されている。また、杉並区競争入札実施要綱によると、「予定価格500万円未満の発注案件については、原則として区内事業者に限定する」こととされている。

しかしながら、パーティーションの購入において、資金前渡により購入する理由が不明確であり、また、区内事業者でも対応可能であるにもかかわらず、区外の団体から購入していた。さらに、現金出納簿（補助簿）及び消耗品費返納書には、区内他社から購入したように記載されていた。

(今川保育園)

<予算の執行状況について>

サ 委託契約における提出書類が提出されていなかったもの

社会教育センターでは、不登校・ひきこもりの状態にある青少年やコミュニケーションに不安を抱える青少年に対して社会参加への自立支援を行う業務である「すぎなみしゃべり場」（平成26年度は46回開催）を、「すぎなみしゃべり場実施業務委託」（平成26年度契約金額 124万2千円）により、事

業者に委託して実施している。

平成26年度の同契約の仕様書によると、受託事業者は、①開催日ごとに作成する「しゃべり場開催日誌」、②各参加者の参加回数、支援後の状況、所見等を記載した「個別支援状況報告書」等を提出することとされている。

所管課においては、提出された「しゃべり場開催日誌」に基づき履行確認を行い、仕様書のとおり四半期ごとに支払を行っていたが、「個別支援状況報告書」は提出されておらず、また、所管課もその提出の有無の確認を十分に行っていない事案があった。

(社会教育センター)

シ 意思決定や履行確認の文書が不十分なもの

平成26年度通所型介護予防事業の実施に当たり、所管課では「各教室の利用者が定員の30%に満たない場合は、その教室を中止する。」としている。また、当該事業の業務委託契約（単価契約）の仕様書では、履行期間内に教室の開催を中止した場合は、契約単価の30%に相当する金額をキャンセル料として受託事業者を支払うこととされている。

しかしながら、中止とする場合の基準・理由・決定の時期・関係者への通知等について必ずしも明確になっているとはいえ、開催中止の理由や経緯等について、中止決定の決裁文書がなく、また、支出原議にも記載されていなかった。さらに、受託事業者への中止決定の連絡も口頭でのみ伝えられ、キャンセル料が支出されている事案があった。

(高齢者施策課)

ス 履行確認の書類に不備があるもの

経理課発行の検査の手引きによれば、「修繕・修理の履行確認については、正常作動の確認や修繕報告書等で確認する」こととされている。

しかしながら、平成27年3月に契約された「高井戸事務所エレベーターの修理」及び同年4月に契約された「エレベーター修理」の履行確認において、業者から提出された作業報告書はあるものの、いずれの契約においても工事写真中の表示板に日付けの記載がなく、履行確認の書類としては不十分なものであった。

(杉並福祉事務所高井戸事務所)

セ 前払いの契約において、履行確認を適正に行っていなかったもの

契約事務規則によると「検査員は、契約については当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。」とされている。

しかしながら、雑誌の年間購読契約において、前金一括払いで代金を支払った後、履行期間終了時に履行確認（検査・立会・受領）を行っていない事案があった。

(健康推進課)

<現金及び物品の出納保管状況について>

ソ 販売物品の台帳管理が適正に行われていなかったもの

「有料頒布刊行物及び販売物品の歳入科目について」（平成25年3月22日付 財政課・会計課通知）によると、有料頒布刊行物及び販売物品については、在庫管理を徹底し、金券類等の管理に準じて台帳の整備をすることとされている。

しかしながら、すぎ丸関連商品の一部に係る平成25年度の台帳管理において誤記載・記載漏れ等が多数あったため、平成26年度当初に在庫と台帳を合わせるなど、不適切な処理が見受けられた。

(交通対策課)

タ 備品の管理が適切でないもの

杉並区物品管理規則によると、「物品管理者は、備品の使用状況を把握するため、財務会計システムに所要事項を入力し、又は備品台帳を備え、品名ごとに整理しておかなければならない。」、「他の用途に供する見込みがないと認められる物品については、あらかじめ不用品に組替えを行わなければならない。」とされている。

しかしながら、自転車駐車場、自転車集積所、みどりの里等において、取得（購入）した備品（エアコンディショナー）について財務会計システムの備品台帳への登録がもれていたものや、取得から長期間を経て不用となり廃棄されているにもかかわらず、不用品組替え等の処理が行われず、備品台帳に登録されたままのものが多数あった。

(住宅課、交通対策課)

チ 薬品（毒物劇物）が適切に管理されていなかったもの

- 杉並区立学校安全対策の手引き（理科実験編）によると、「塩酸、水酸化ナトリウム等の毒物劇物を管理する場合は、管理体制や取扱い上の確認事項等を定めた毒物劇物危害防止管理規定を設け、同規定に基づき毒物劇物管理簿を作成し、その使用状況（受入日、使用日、受入量、使用量、残量及び開栓中残量）、使用者等を記載する」こととされている。

しかしながら、一部、管理簿を作成していなかったものや使用について管理簿に記載していなかったものなどがあり、毒物劇物の使用量、残量等の使用状況が管理簿に正確に記載されておらず、毒物劇物が適切に管理されていない事案があった。

(高井戸東小学校、西宮中学校)

- また、薬品については、平成26年度定期監査において、一部の学校で管理規定が定められておらず、正規の管理簿が備えられていない等の事案があったため、適正管理を徹底するよう求めており、これを受け、教育委員会では、平成27年3月30日付けの「理科室等における薬品の管理の徹底について」に

より、各学校に対して、薬品使用時や購入時に管理簿に確実に記載するとともに、日常的にその記載内容について管理職が確認を行うよう通知していたが、上記の学校では適切に管理されていなかった。

(済美教育センター)

ツ 廃棄した備品について不用品組替え等の処理が漏れていたもの

杉並区物品管理規則によると、「他の用途に供する見込みがないと認められる物品については、あらかじめ会計管理者の承認を得て不用品に組替えを行わなければならない。」とされている。

しかしながら、既に廃棄されている備品について、不用品組替え等の事務処理が行われず備品台帳に登録されたままのものが多数あった。

(児童青少年課)

テ 学童クラブのおやつ代に係る現金出納簿の記帳が漏れていたもの

学童クラブにおけるおやつ代は私費会計であるが、公費的意味合いが強いことから、所管課では各学童クラブに対し、現金出納簿を備えて現金及び預金の受払について記帳し、適正な管理に努めるよう指導している。

しかしながら、平成27年9月2日から10月21日までの約1か月半の間のおやつ代の受払23件分について、出納簿に記帳されていない事案があった。

(善福寺北児童館)

<土地及び建物の保管状況について>

ト 改善を要する消防用設備等について未対応であるもの

平成27年2月に実施された「こすもす生活園」の消防用設備等点検の点検結果報告書において、「非常照明設備12か所がバッテリー不良、煙感知器2か所が不作動」とされていた。

しかしながら、いずれも改善処置が未実施であったため、同年8月に実施された消防用設備等点検の点検結果報告書において、さらに不良とされた箇所が増加し、「非常照明設備17か所がバッテリー不良、煙感知器2か所が不作動」とされていた。

(障害者生活支援課)

ナ 消防用設備等の改修が必要な区立学校に対する指導の強化に取り組む必要があるもの

平成26年12月～平成27年1月に実施された区立学校の消防用設備等点検の点検結果報告書において、一部の学校(小学校4校、中学校2校)で消火器や誘導灯等の消防用設備が不良とされていた。

しかしながら、いずれも各学校において改修が行われていなかったため、平成27年7～8月に実施された消防用設備等点検の点検結果報告書においても、

同じ不良内容となっていた。

(学校整備課)

二 児童館の体育室の床面の損傷について修繕が必要と思われるもの

築37年を経た善福寺児童館では、1階体育室(162㎡)の床面の傷みが進んでおり、平成26～27年度に児童や保護者の足裏にトゲが刺さる事故が3件起きている。同児童館では、ささくれ等、怪我につながる恐れのある約40か所にガムテープを貼る等の応急的な対策はとっているが、床面全体の補修など抜本的な対策は講じられていなかった。

(善福寺児童館)

(3) 意見・要望事項

○ 委託契約の仕様書と教育委員会規則との整合を図る必要があるもの

蚕糸の森公園運動場の利用受付業務は、「杉並第十小学校温水プール受付管理等業務委託(長期継続契約)」により、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団に委託され、同契約の仕様書によると、「貸切申込み受付開始日は、使用日前月の第3日曜日とする」とされている。

しかしながら、杉並区体育施設等に関する条例施行規則では、行政使用や共催・後援事業での使用を除く使用の場合の申請期間は、「使用日の1月前から使用日まで」と定められており、仕様書の利用受付手順と異なっていた。

(蚕糸の森公園運動場、スポーツ振興課)

2 工事監査

1 実施期間

平成27年7月から平成28年4月まで

2 方法

- (1) 提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料の確認を行うとともに、工事施工状況等を現地監査しました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する技術士の団体に工事技術調査を委託し、その調査報告を監査の参考としました。

3 対象

平成27年度に着手した工事及び平成27年度以降に竣工となる工事で、契約金額1億5,000万円以上の工事又は契約金額1億5,000万円未満の重要性のある工事から選定した次の4工事を対象にしました。

(1) 杉並区立下高井戸保育園改築建築工事等（竣工監査）

- 対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、保育施設担当
- 工期：平成26年10月17日から平成27年12月11日まで
- 契約金額：386,496,792円
- 構造規模：鉄筋コンクリート造 地上2階建
 - 敷地面積 1,481.30 m²
 - 建築面積 613.00 m²
 - 延床面積 1,080.23 m²

(2) 岩崎橋架替工事（中間監査）

- 対象課：土木計画課、経理課
- 工期：平成27年4月13日から平成28年6月30日まで
- 契約金額：170,643,240円
- 工事規模：橋長 L = 16.500m
 - 支間長 L = 15.840m
 - 車道幅員 W = 6.000m
 - 歩道幅員 W = 4.000×2

(3) 杉並区妙正寺体育館改築建築工事等（中間監査）

- 対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、スポーツ振興課
- 工期：平成26年10月17日から平成28年7月11日まで

- 契約金額：1,609,549,920 円
- 構造規模：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造
 - 敷地面積 3,668.20 m²
 - 建築面積 1,260.47 m²
 - 延床面積 2,480.04 m²

(4) (仮称) 成田西三丁目農業公園整備工事等 (竣功監査)

- 対象課：経理課、みどり公園課
- 工期：平成27年7月15日から平成28年3月30日まで
- 契約金額：130,286,880 円
- 整備面積：4437.19 m²
- 主な工種：
 - ・ 基盤整備 (施設撤去工、敷地造成工、擁壁工)
 - ・ 植栽 (植栽工)
 - ・ 施設整備 (給水設備工、排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、サービス施設整備工、サイン施設工、管理施設整備工)
 - ・ 二項道路整備 (排水構造物工)
 - ・ 仮設工 (仮設工)
 - ・ 建築設計 (建築工)

4 結果

全体として適正であると認められました。

3 財政援助団体等監査

1 実施期間

平成27年6月29日から平成28年3月28日まで

2 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び調査を行うとともに、7団体について実地監査を行いました。また、実地監査対象団体のうち1団体については、公認会計士による会計書類の事前調査を試行しました。

3 対象

別表（17ページ参照）の団体を対象にしました。

（1）補助金等交付団体（60団体）

ア 平成26年度、新規に100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち30団体
イ 平成26年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の団体（24団体）

ウ 監査委員が指定する団体

- ① 過去の監査実施状況、区政の課題、話題性等から指定する団体（3団体）
- ② 無作為抽出により指定する団体（3団体）

（2）出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を区が出資している団体）のうち、指定する団体（3団体）

（3）公の施設の指定管理者のうち、指定する団体（5団体）

4 結果

注意事項が6件あり、改善を求めました。

（1）指摘事項

特に指摘する事項は認められなかった。

（2）注意事項

ア 必要な審査・検証がなされていないもの

杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱では、補助金交付を行う場合には、あらかじめ補助事業の内容について審査会等による審査及び事業効果等の検証を行なうことと定められているが、これを行わずに文書事務手続による決裁のみとしていた。

（杉並区新・元気を出せ商店街事業（活性化事業）補助《荻窪白山通り商店会》、
産業振興センター）

イ 補助事業者が締結する契約について競争性が確保されていないもの

杉並区地域特性にあった商店街支援事業補助金交付要綱は、100万円以上の経費については補助事業者は3社以上の見積書を徴取することを定めている。

しかしながら、所管課の指導が不十分であったため、経費が400万円以上であるにもかかわらず、補助事業者は1社の見積りのみで契約を行っていた。

(地域特性にあった商店街支援事業助成《高円寺銀座商店会協同組合》、産業振興センター)

ウ 報告書の提出がなされていないもの

社会福祉法人杉並区社会福祉協議会補助金交付要綱は、補助事業の遂行状況の確認等のため、上半期執行状況報告書の提出を定めている。

しかしながら、所管課は上半期執行状況報告書の提出を受けておらず、口頭のみによる報告で済ませていた。

(地域福祉増進の育成助成《社会福祉法人杉並区社会福祉協議会》、保健福祉部管理課)

エ 必要な文書事務の手続がなされていないもの

杉並区立堀ノ内東保育園の管理運営に関する基本協定は、区と指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾、命令、勧告及び取消しについて、書面によることの原則を定めている。

指定管理者の申出により、所管課は人件費、管理費又は事業費に充てられない指定管理料の積立てについて協議し、承諾を行ったが、これらの申出や承諾は書面によらず口頭のみであったため、協議内容を文書で確認できなかった。

(株式会社プロケア《堀ノ内東保育園》、保育課)

オ 物品等を管理する台帳が整備されていないもの

杉並区立堀ノ内東保育園の管理運営に関する業務実施仕様書は、指定管理者が5万円を超える物品等を購入した際は、品名、数量、購入年月日、購入先等を記載した台帳を整備し、区の備品と区分することを定めている。

しかしながら、指定管理者が備えていた備品一覧は、記載すべき項目の不足や購入先等の記載漏れがあり、物品等の管理が不十分な状態となっていた。

(株式会社プロケア《堀ノ内東保育園》、保育課)

カ 音声案内の誤りについて、長年にわたり未対応のもの

杉並芸術会館地下1階の「だれでもトイレ」には、視覚障害者用の音声案内機能が備わっているが、水洗スイッチの操作方法の案内が誤っており、指定管理者は開館当初より不具合報告を毎年行っていた。

しかしながら、所管課が必要な確認等を行っていなかったことから、結果として未対応のまま開館から6年以上が経過していた。

(特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク《杉並芸術会館》、文化・交流課)

別表 監査実施団体(※は実地監査を実施)

(1) 補助金等交付団体 (60団体)

ア 平成26年度、新規に100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち30団体

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
1	町会・自治会 (コミュニティ助成事業)	阿佐谷元六丁目町会
2	チャレンジ商店街サポート事業補助	株式会社サンケイリビング新聞社
3		こどもコワーキングbabyCo
4	杉並区新・元気を出せ商店街事業 (活性化事業) 補助	荻窪白山通り商店会
5	地域特性にあった商店街支援事業助成	高円寺銀座商店会協同組合
6	保育対応型児童発達支援事業所 (開設準備経費助成)	特定非営利活動法人フローレンス
7	児童発達支援事業所 (開設準備経費助成)	特定非営利活動法人IamOKの会
8	特別養護老人ホーム用地取得費助成	社会福祉法人櫻灯会
9	認知症高齢者グループホーム開設準備経費助成	株式会社ココチケア (グループホーム上井草あやめ※)
	都市型軽費老人ホーム開設準備経費助成	株式会社ココチケア (ケアハウス上井草※)
10	民営保育所 建設助成	社会福祉法人けいわ会 (仮称) 杉並の家第二保育園
11		株式会社こどもの森 (仮称) まなびの森保育園 荻窪
12		株式会社学研ココファン・ナーサリー (仮称) ココファン・ナーサリー桃井
13		株式会社グローバルキッズ (仮称) グローバルキッズ荻窪保育園
14		株式会社日本生科学研究所 (仮称) 日生永福町駅前保育園ひびき
15	認証保育所 (事業助成)	株式会社コスモズ (荻窪コスモ保育園)
16		株式会社 Hug (ひまわり保育園)
17		あきやま保育室
18		株式会社ポピンズ (ポピンズナーサリースクール千歳烏山)
19	認証保育所 (開設準備経費補助)	株式会社 三恭 (チャイルドルーム パピーナ 荻窪園)
20		ビーフェア株式会社 (ビーフェアこども愛々保育園 阿佐谷南)
21	緊急医療救護所整備・運営助成	医療法人財団荻窪病院
22		山中病院
23	災害医療活動拠点支所自家発電設備等整備助成	一般社団法人杉並区医師会
24	不燃化住宅建替者	株式会社東勝建
25	耐震改修助成、精密診断助成	西荻コーポ管理組合法人
26		ハイライフ阿佐ヶ谷管理組合法人
27		興松マンション管理組合
28		株式会社山和

29	民営自転車駐車場育成補助	アパルトマンホールディングス株式会社
30	屋上・壁面緑化実施者のための一部助成	立正佼成会

イ 平成26年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の団体（24団体）

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
1	職員の福利厚生	杉並区職員互助会
2	地域福祉増進の育成助成	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会
3	運営助成及び交通費・給食費助成、家賃助成、送迎サービス事業費補助	社会福祉法人同愛会（あすなろ作業所）
4		社会福祉法人杉並希望の家（希望の家）
5		一般社団法人クレオソーレ（koen the TAO）
6	障害者施設運営助成	社会福祉法人鶴足津福祉会（障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」）
7	障害者グループホーム施設整備補助	社会福祉法人一粒（杉並区下井草カラフルホーム）
8	特別養護老人ホーム等の建設費助成	社会福祉法人奉優会（沓掛ホーム）
9		社会福祉法人救世軍社会事業団（救世軍恵みの家）
10	介護老人保健施設建設助成	社会福祉法人浴風会（介護老人保健施設 仮称老健くぬぎ）
11	認知症高齢者グループホーム建設助成	株式会社寶亭（グループホーム上井草あやめ※）
	都市型軽費老人ホーム建設助成	株式会社寶亭（ケアハウス上井草※）
12	ひととき保育・つどいの広場運営事業者（運営助成）	社会福祉法人虹旗社
13	民営保育所（建設助成）	社会福祉法人明愛会（（仮称）明愛保育園）
14		社会福祉法人東京都福祉事業協会（方南隣保館保育園）
15	認証保育所（事業助成）	株式会社テノ．コーポレーション（ほっぺるランド東高円寺）
16		株式会社ピノコーポレーション（ピノキオ幼児舎井草園）
17		株式会社日本保育サービス（アスク明大前保育園）
18	小規模保育所（運営費等助成、開設準備経費補助）	株式会社チャイルドビジョン（こどもヶ丘保育園成田西園）
19		有限会社ハーモニーキッズ（ハーモニー・キッズ）
20	耐震改修助成、精密診断助成	山谷興業株式会社
21		伊藤忠都市開発株式会社
22		レック八幡山管理組合
23		TSUMO・JP株式会社
24	南北バス運行事業者（運行経費等の助成）	京王バス東株式会社（けやき路線、さくら路線）

ウ 監査委員が指定する団体（6団体）

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
1	心身障害者施設の施設整備費の補助（建設助成）	社会福祉法人東京都知的障害者育成会（杉並育成園 すだちの里すぎなみ※）
2	介護老人保健施設建設助成	社会医療法人河北医療財団（シーダ・ウォーク）
3	緊急医療救護所設置病院整備助成	社会福祉法人浴風会
4	商店街装飾灯建設等助成	阿佐谷商店街振興組合
5	認定こども園運営費助成	三鷹台幼稚園
6	運営経費補助	特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク※

(2) 出資団体（3団体）

No.	監査実施団体
1	一般社団法人杉並区成年後見センター
2	公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団
3	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

(3) 公の施設の指定管理者（5団体）

No.	監査実施団体	指定管理施設名
1	特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク※	杉並芸術会館（座・高円寺）
2	株式会社プロケア※	堀ノ内東保育園
3	TAC・FC東京・MELTEC共同事業体	上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プール
4	コナミスポーツ&ライフ・杉並建物総合管理事業協同組合共同事業体※	大宮前体育館
5	ヴィアックスグループ（株式会社ヴィアックス・株式会社シィ・トゥ・シィ）	永福図書館・方南図書館

4 行政監査 「災害備蓄品の適正管理と震災直後の対応について」

1 テーマ選定の趣旨

東日本大震災から5年が経過し、復興に向けた取り組みが進んでいるものの、いまだに多くの方々が避難生活を余儀なくされています。復興庁の集計によれば、平成28年1月現在、約17万8千人の方々が、1,140の市区町村で避難生活を送っています。このような中で、区民の防災に対する関心は、区民意向調査にも見られるように、東日本大震災以降大きく高まっています。

杉並区では首都直下地震への備えを強化するとともに、被害を最小限に止めるため、防災・減災対策について、ハード・ソフトの両面から検討し、杉並区地域防災計画を策定して、様々な対策に取り組んでいます。中でも、震災が発生した際に区が真っ先に取り組むべきことの一つには、震災救援所を立ち上げることであり、その上で備蓄物資等を活用して、震災救援所や医療救護所に避難してきた区民を保護することです。

そこで、震災救援所倉庫や災害備蓄倉庫、福祉救援所、医療救護所などの備蓄物資の管理状況について現状を把握し、即応性・実効性のある物資管理が行われているか等について監査を実施することとしました。

2 監査の主な視点

- ア 震災時に使いやすいよう、資機材は整理整頓されているか
- イ 備蓄品等の品目の選択・更新や在庫管理、入替補充は適切に行われているか
- ウ 備蓄品の処分は適切に行われているか
- エ 発災直後に備蓄品が必要な被災者等に行き渡る仕組みとなっているか
- オ 備蓄品は、女性や乳幼児、高齢者、障害者などに配慮されたものとなっているか

3 実施期間

平成27年9月28日から平成28年4月28日まで

4 監査対象と対象部局

災害備蓄品の適正管理と発災直後の対応を主眼に、以下のとおり監査を実施した。

No.	監査対象	対象部局名
1	震災救援所	危機管理室 防災課
2	災害備蓄倉庫	
3	福祉救援所	保健福祉部 管理課
4	医療救護所	杉並保健所 健康推進課

5 実施方法

対象部局のヒアリングを行ったほか、震災救援所等の現地監査及び契約関係書類、備蓄品の管理・処分に関する書類、災害時の協定に当に関する書類等について、監査を実施しました。

6 結果

(1) 災害時に使いやすいよう、資器材は整理整頓されているか

備蓄品は、おおむね整理整頓して保管されていたが、4割以上の震災救援所が災害備蓄倉庫と500m以上離れており、最大で約2.3km離れている。また、倉庫内の照明が十分確保されているとはいえない倉庫もあった。

(2) 備蓄品等の品目の選択・更新や在庫管理、入替補充は適切に行われているか

備蓄品の選定は、一定程度ニーズに合わせて行われているが、新たなニーズや社会状況の変化への対応としては、アレルギー対応の食品や長期保存の利く飲料水、乾電池等に切り替えるなどの対応が図られているが、スマートフォンの充電器が1台しか備蓄されていないなど、一部に十分とはいえない状況があった。

備蓄品の在庫管理は適切に行われ、消費期限が切れる前に入替が行われていた。

(3) 備蓄品の処分は適切に行われているか

備蓄品は、おおむね適正に再利用されており、特に消費期限の迫った食料品や飲料水は廃棄せずに、地域団体等の行事などで活用されていた。なお、再利用する物品の在庫管理はきちんと行われているが、再利用の手続きの記録を書面に残す方式になっていなかった。

(4) 発災直後に備蓄品が必要な被災者等に行き渡る仕組みとなっているか

震災救援所の収容可能人数は、施設によって異なるが、備蓄品はすべての震災救援所で原則同数の備蓄で、収容可能人数に合わせた備蓄とはなっていない。また、定期的な数量確認などは行われていなかった。

(5) 備蓄品は、女性や乳幼児、高齢者、障害者などに配慮されたものとなっているか

女性や乳幼児、高齢者、障害者、アレルギーのある方などに配慮した物品が備蓄されているが、例えば乳幼児の月齢に合わせた食糧の備蓄がされていないなど、一部に十分とはいえない状況があった。

(6) 災害協定等

防災相互援助協定をはじめ、食糧や燃料の供給、医療、炊き出しの労務提供、医薬品等の提供など、様々な分野に渡って協定を交わしている。なお、協定先団体の訓練等の実施状況については、正確には把握されていない。

(7) 備蓄品購入等の契約について

震災救援所及び福祉救援所の備蓄品の購入等の契約関係書類を監査した結果、年度末に契約が集中している傾向が見受けられるものの、おおむね適正に処理されていた。

7 意見要望

今回、「災害備蓄品の適正管理と震災直後の対応」を監査テーマとして取り上げ所管部局に対する説明聴取、実地監査、資料調査等を行った結果、以下のとおり検討すべき事項が見受けられた。

(1) 初動のための照明の確保

今回、実地監査を行った倉庫の中には、照明が備えられていないものが見受けられた。災害は、いうまでもなく、昼間に起こるとは限らない。

懐中電灯や照明設備は、多少冗長なくらい用意しておいてよいものとする。

(2) 備蓄品の保管

① 震災救援所等の備蓄品の保管場所

●震災救援所

震災救援所の備蓄品は、震災救援所倉庫と災害備蓄倉庫に保管されているが、震災救援所の同一敷地内で保管することが望ましい。

校舎内にスペースを確保することや、学校の敷地内に新たな倉庫を設置する場所を確保することは、難しい場合もあるが、計画的に改善を図ることを要望する。また、上記の改善が図られるまでの間、特に災害備蓄倉庫が遠隔の震災救援所における輸送については、適当な支援策を検討されたい。

●福祉救援所

福祉救援所の備蓄品は、食料品を含むすべてを市販の物置タイプの倉庫で保管しているが、食料品の長期の保管に適しているとはいえない。早急に改善策を講じられたい。

(3) 備蓄品の選定・在庫管理・入替補充

① 備蓄品の選定・入替・補充

震災救援所の備蓄品の選定・入替・補充については、食料品や飲料水、発電機、ランタンなどの物品について、区民ニーズや最新の動向を反映して、アレルギー対応のものへの切り替えや、消費年限が長いもの、小型・軽量化したものに切り替えるなどの改善が図られていると評価できるが、トイレや携帯電話の充電器など、一部の物品については、改善が必要なものがある。

備蓄品は、社会情勢の変化や使用する区民のニーズ、使用場所などを配慮した上で選定し、計画的に入れ替えを行う必要がある。東日本大震災から5年が経過し、この間の防災用品の進歩は目覚ましいものがあり、小型（省スペース）・

軽量化、高機能化が進んでいる。区民や専門家、東日本大震災の被災地の自治体職員など、多くの関係者の意見を参考にして、計画的に見直しを進め、備蓄品の充実に努められたい。

② 備蓄品の定期的な点検

各震災救援所の訓練等の機会を捉えるなどして、在庫数量の確認、備蓄品の点検や動作確認を行う仕組みづくりが必要である。

関係者の意見を聴きながら、改善に努められたい。

(4) 備蓄品の再利用等

① 備蓄品の再利用の適正化

●震災救援所

震災救援所で備蓄している食料品等については、消費期限の切れるおおよそ1年前に入れ替えを行い、地域団体等が行う行事や防災訓練等に活用されている。アルファ米やクラッカー、飲料水などは、ほぼ100%が再利用されており、一部の都府県や政令市が備蓄食料品を廃棄処分していることに比して、大いに評価できるものである。

一方、再利用に係る手続きについては、区としての決定の手続きが書面で残っていないなど、今後に向けて改善が必要な部分がある。

●福祉救援所

福祉救援所においては、区立施設は、施設の行事などに活用するとしているが、民間施設については、廃棄処分としている。

できる限り、有効に活用するよう改善を図られたい。

(5) 救援所等の運営と避難者への備蓄品の配布（活用）

① 備蓄品の適正数量の確保

震災救援所は施設の規模により、収容可能人数が大きく異なるにもかかわらず、原則としてすべての震災救援所の備蓄の基準値を同一物品・同一数量とし、この基準値に合わせて備蓄している。このため、収容可能人数と比較すると、すべての震災救援所で毛布などの寝具の備蓄が不足している。また、避難者等の1日分を目安に備蓄することとしている食料品等についても、杉並第十小学校震災救援所では、収容可能人数分の数量が確保されていない。

備蓄空間の確保という課題はあるが、収容可能人数を考慮した備蓄を行うよう、改善するとともに、収容可能人数の算定方法についても、検証されたい。

(6) 女性や乳幼児、高齢者、障害者等に配慮した備蓄

女性や乳幼児、高齢者、障害者、アレルギーのある方に配慮した物品は、一定程度備蓄されている。しかしながら、女性に特に配慮したものといえる備蓄品は、

生理用品のみである。清拭剤や除菌・消臭剤などを備蓄品に加えることも検討されたい。また、一例であるが、子供用のおむつについても、個々の乳幼児の月齢等によっては、履かせるタイプや夜間用のおむつが必要となるので、合わせて検討されたい。

備蓄品の選定にあたっては、女性や乳幼児、高齢者、障害者等に配慮する必要があり、関係者や専門家などの意見を聴き、更新・充実に努めていくことが重要である。

総じて、震災時に特に配慮が必要な避難者に対しては、避難者の特性に合わせて震災救援所の運営の中で、適切な対応が図られるよう努められたい。

(7) その他

① 福祉救援所の指定と運営

福祉救援所は、民間福祉施設との協定による指定を積極的に推進するとともに、区立の障害者施設の活用などにより、計画的に福祉救援所の指定数を増やしたことについては、評価することができるが、使用する施設の範囲や受け入れ人数を定めておらず、運営マニュアルが未整備であるなど、課題もある。実効性のある福祉救援所となるよう、今後は質の充実に努められたい。

② 医療救護所の役割と今後のあり方について

医療救護所は、平成24年11月に「東京都地域防災計画」が見直されたことに伴い、その役割が改められ、発災後72時間を経過した後も、医療ニーズが高く医療機能が復旧していない地域に、状況に応じて設置する施設となった。そのため、以前は備蓄していた、聴診器や吸引用具、気管挿管用具など様々な医療資器材は、現在備蓄されていない。こうした状況を踏まえ、医療救護所の今後のあり方について検討されたい。

③ 協定の実効性の確保

災害時に各機関の協力を得るため、食糧や燃料の供給、医療、炊き出しの労務提供、医薬品等の提供など、様々な分野に渡って協定を交わしている。しかしながら、協定先と合同の訓練などはほとんど行われていない。

協定先とは、定期的な情報交換や発災時のシミュレーションを行うなど、協定の実効性の向上に努められたい。

④ 第二次救援所について

地域防災計画によると、震災救援所で避難生活を送ることが極めて困難な方が避難生活を送る避難所として、区民センター7か所を第二次救援所に指定しているが、第二次救援所の備蓄品は、十分とはいえない。

また、平成28年3月31日付で、区民センター7か所を災害時に帰宅困難者を一時的に受け入れる「一時滞在施設」に指定している。

災害時要配慮者が避難生活を送る場としては、「福祉救援所」が一定程度確保されつつある。

以上の点を踏まえ、第二次救援所の今後のあり方について検討されるよう要望する。

⑤ 防災機能の強化

震災救援所と災害備蓄倉庫との距離の短縮や防災施設のスペース拡充などを図るためには、全区的な検討が欠かせない。

地域防災力の向上や防災機能の強化に向けて「杉並区区立施設再編整備計画」や「杉並区総合計画」「杉並区実行計画」の改定に合わせて検討するなど、計画的に着実な改善が図られるよう要望する。

東日本大震災などの貴い経験に照らして、震災救援所での避難生活は、ある程度長期化することも想定しなければならない。今後は、震災救援所における「生活の質の確保」が重要な観点になると考える。

そのためにも、災害備蓄品の適切な選定・管理が行われるよう、引き続き、着実な改善が進められることを期待する。

5 住民監査請求による監査

住民監査請求の概要及び監査の結果等は、次のとおりです。

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
1	<p>「政務活動費について」 (收受日：平成27年4月30日)</p> <p>区議会の会派（2会派）及び議員（24議員）の平成25年度の政務活動費のうち、①ガソリン代・月極駐車場代、②自宅事務所の家賃・光熱費、③海外における視察費、④区政報告会の会場費・お茶代、⑤事務用品・備品の購入費、⑥人件費、⑦タクシー代、⑧研修会・勉強会費用、⑨区政報告費用、⑩ホームページ代及び⑪新年会、忘年会等の会費の支出は違法・不当であり、同会派及び同議員に対して返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>一部棄却、一部却下 (通知日：平成27年6月26日)</p> <p>平成25年度の政務活動費のうち、請求人が違法・不当と主張する13項目（①交付額を超えた収支報告書、②ガソリン代・駐車料金、③月極駐車場代、④自宅事務所の賃借料・光熱水費、⑤視察費・研修費（講師謝礼金等）、⑥区政報告会等の会場費・茶菓代、⑦事務用品・備品、⑧タクシー代、⑨区政報告、⑩新年会、忘年会等の会費、⑪書籍、⑫ホームページ及び⑬交通費）の支出について、項目ごとに検討した結果、違法・不当と認められるものはなかった。</p> <p>したがって、本件請求には理由がないものと認められるため、棄却とした。</p>
2	<p>「政務活動費について」 (收受日：平成27年4月30日)</p> <p>区議会議員（田中議員）の平成25年度の政務活動費のうち、①タクシー料金、②書籍購入代及び③駐車料金の支出は違法・不当であり、同議員に対して返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>なお、違法・不当である理由が具体的に述べられていないもの及び誤記控除・誤記更正により政務活動費への計上が取り消されたものについては、住民監査請求の要件を欠いているため、却下とした。</p> <p>[意見・要望] 区議会に対し、①私的活動（使用）が混在する場合の按分割合（上限）の妥当性、②自宅兼用事務所（賃借料・光熱水費）のあり方及び③書籍購入費の3点について検討するよう要望した。</p>
3	<p>「政務活動費について」 (收受日：平成27年4月30日)</p> <p>区議会の会派（公明党）及び議員（公明党議員）の平成25年度の政務活動費のうち、①ホームページ代、②ガソリン代・月極駐車場代、③タクシー代、④区政報告会等の茶菓代、⑤交通費、⑥シャープペン代、⑦視察費（入館料）、⑧駐車場利用料金、⑨印鑑代及び⑩区民意見聴取時のお茶代の支出は違法・不当であり、同会派及び同議員に対して返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
4	<p>「議員報酬について」 (收受日：平成27年12月7日)</p> <p>区議会議員が死亡した月の議員報酬については、条例で日割りを行わずに月額報酬を満額支給する旨定めているが、この条例の規定は地方自治法が議会に付与した裁量権を逸脱し、又は濫用したもので違法・無効であり、死亡日までの日割り額を超えた金員の支給を差し止めるよう、区長ら区職員に対して勧告することを求める。</p>	<p>却下 (通知日：平成27年12月24日)</p> <p>住民監査請求は、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為がなされることが「相当の確実さをもって予測される場合」には認められるが、現時点で特定の区議会議員の死亡が具体的に予測される状況がないことから、その可能性は漠然と存在しているにすぎず、本件月額報酬の支出がなされることが「相当の確実さをもって予測される場合」に該当すると認めることはできない。</p> <p>そして、差し止め請求の対象となる公金支出が具体的に予測される程度に特定されているとはいえない。</p> <p>したがって、本件請求は不適法なものと認められるため、却下とした。</p>
5	<p>「区議会議員の期末手当について」 (收受日：平成28年3月9日)</p> <p>区は、条例に基づき、基準日前1月以内に死亡した区議会議員に対し平成27年3月の期末手当を支給したが、この条例の規定は地方自治法が議会に付与した裁量権を逸脱し、又は濫用したもので違法・無効であると認められるため、この規定に基づく支出も違法・不当であるので、区長に対し、損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める。</p>	<p>一部棄却、一部却下 (通知日：平成28年4月27日)</p> <p>議員に対する期末手当の額及び支給方法については、条例を制定する議会の裁量判断に委ねられているものと解され、議員に対する期末手当について条例で定められた以上、その条例は、議会が裁量権の範囲を逸脱し、又はそれを濫用したものであると認められない限り、違法とはならないと解するのが相当である。</p> <p>本件条例の規定は、国会議員との権衡を欠くようなものでないことは明らかであり、また、東京都や他の特別区においても、そのほとんどが同様の規定を設けていることなどからすると、裁量権の逸脱又は濫用があるとまではいうことができないことから、違法・無効であるとは認められず、また、本件支出も違法・不当であるとは認められない。</p> <p>したがって、本件請求には理由がないものと認められるため、棄却とした。</p> <p>なお、本件請求のうち、支出負担行為及び支出命令に係る部分については、監査請求期間を徒過した不適法なものと認められるため、却下とした。</p>

平成27年度 杉並区監査方針

平成27年2月25日

監査委員決定

1 監査の基本方針

平成27年度の区財政は、雇用、所得環境の改善などによる堅調な区税収入や地方消費税交付金等で一定の増収が見込めるものの、法人住民税一部国税化の特別区財政交付金への影響が当該年度に初めて現れるなど厳しく、先行きに楽観を許さないものとなっている。

こうした中で、区は、「安全・安心を実感できるまちづくり」「みどりとにぎわいが創出される環境づくり」「健康長寿の推進」「切れ目のない子育て環境づくり」「共に輝く地方創生に向けた自治体連携の推進」という5つの視点に重点を置き、平成27年度一般会計の当初予算(案)を編成した。予算規模は、前年度と比べて2.4%増の1,649億円余となっている。

急速に進行する少子高齢化に的確に対応し、区には子育て支援、地域包括ケアの推進、若者の雇用支援、防災まちづくりなど様々な分野において、いっそう計画的・効率的な行政執行に努め、基本構想の実現の取組と持続可能な財政運営を両立させていくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、今年度の監査は、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に効果的に実施する。

- (1) 事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

2 各監査の方針

各監査は次の各方針により実施する。実施に当たっては、各監査の実施計画を別途定める。

(1) 定期監査

平成26年度及び平成27年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

実施に当たっては、重点事項を設定する。

対象は、庁内全部局及び事務執行の状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

(2) 工事監査

工事規模等を勘案して抽出した平成27年度執行の工事について、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工程が適法かつ適正に行われているかに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については外部の専門機関

に技術調査を委託する。

(3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し、その事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているかに主眼を置き実施する。

なお、テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、各部の取組状況、現在の社会情勢等を十分に考慮する。

(4) 財政援助団体等監査

平成26年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的等を勘案して対象を抽出し、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規程に沿って適切かつ効果的に執行されているか等の観点から監査する。

(イ) 出資団体監査

区が出資等を行っている出資団体について、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているか等の観点から監査する。

(ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているか等の観点から監査する。

あわせて、所管部局に対しては、補助金交付規定等の整備、補助金等の交付手続及び指定管理者の指定手続が適正か、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

また、監査実施団体のうち1団体については公認会計士による調査対象とし、その結果を踏まえた監査を実施する。

(5) 決算等審査

区長からの付託を受け、平成26年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況について、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

(イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、健全化判断比率及び算定の基礎となる附属資料は適正かに主眼を置き実施する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に関わる記録、証拠書類等から毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証書類の保管が適切にされているかに主眼を置き実施する。あわせて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

(8) 随時監査

財務に関する事務の執行等に誤謬や不正が発生する恐れがある場合又は新たな検証を要する場合に、当該事務等について合规性、経済性、効率性、有効性等の観点に留意して実施する。

(9) 住民監査請求による監査等

住民の請求、区長や議会の要求による監査は、請求等に応じた的確に実施する。

3 監査の期間

監査期間は、4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別 及び 対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部	■	■	■	■									
	総務部・会計管理室	■	■	■	■									
	区民生活部		■	■	■	■	■							
	保健福祉部					■	■	■	■	■	■	■		
	都市整備部		■	■	■	■	■							
	環境部			■	■	■	■							
	教育委員会事務局 (学校を含む。)							■	■	■	■	■		
	行政委員会事務局等								■	■	■	■		
	工 事 監 査					■	■	■	■	■	■	■	■	
行 政 監 査				■	■	■	■	■	■	■	■	■		
財政援助団体等 監 査						■	■	■	■	■	■	■		
決算・健全化判断比率等審査				■	■									
例 月 出 納 検 査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

※随時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求等に応じた実施する。

※例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。

平成 27 年度監査に関与した監査委員

(平成 28 年 5 月 13 日現在)

区 分	氏 名	在任期間
監査委員	上 原 和 義	平成 27 年 6 月 29 日から
	岩 崎 英 司	平成 24 年 6 月 29 日から
	富 本 卓	平成 27 年 5 月 19 日から
	太 田 哲 二	平成 27 年 5 月 19 日から
前監査委員	小 林 英 雄	平成 23 年 6 月 29 日から 平成 27 年 6 月 28 日まで
	小 泉 靖 男	平成 25 年 6 月 14 日から 平成 27 年 4 月 30 日まで (※平成 27 年 5 月 1 日から 平成 27 年 5 月 18 日まで 監査委員職務執行者)
	河 津 利 恵 子	平成 26 年 6 月 14 日から 平成 27 年 4 月 30 日まで (※平成 27 年 5 月 1 日から 平成 27 年 5 月 18 日まで 監査委員職務執行者)

すぎなみの監査 ～平成27年度 監査実施結果の概要～

平成28年5月

杉並区監査委員事務局

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (3312) 2111 (代)